

事 務 連 絡
平成20年 7 月 3 1 日

各検疫所 御中

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室

米国及びカナダ産ロブスターの取扱いについて

今般、米国において、大西洋沿岸で採取されるロブスターについて、高濃度の麻痺性貝毒が含まれることを理由に、採捕地域に係わらずロブスターの中腸腺（肝膵臓ともいう。肝臓及び膵臓の機能を持つ体腔中の緑色物質。）の摂食を避けるよう、FDAが警告しているとの情報を入手したところです。

については、米国及びカナダ産ロブスター並びにその加工品（中腸腺を含むもの。）の輸入届出がなされた際には、下記により、輸入の都度、貨物保留の上、輸入者に対し自主検査を指導されるようお願いいたします。

記

1. 検査対象

- (1) 米国マサチューセッツ州、ニューハンプシャー州、メイン州及びカナダの大西洋沿岸で採取されたロブスターの中腸腺
- (2) 上記地域で採取されたロブスターを原料とする中腸腺を含むロブスター加工品

2. 検査項目

麻痺性貝毒

3. 検体採取方法

平成20年3月31日付け食安輸発第0331001号の別表2の14による